公 売 参 加 の 手 引

①公売参加資格	1　原則として、公売保証金（次の「公売保証金」の項目参照）を納付すれば、どなたでも公売に参加できます。 ただし、以下の方は公売に参加することはできません。 （ア）滞納者及び公売会場への入場、入札等を制限されている者（国税徴収法第９２条及び１０８条に該当する者並びに同法９９条の２各号に規定する者）（暴力団員等）） （イ）愛媛県暴力団排除条例の規定により、次の（ａ）～（ｅ）に該当する者 （ａ）役員等が暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成２２年３月２６日条例第２４号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるもの （ｂ）暴力団（愛媛県暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの （ｃ）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を　図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの （ｄ）役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの （ｅ）役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶　者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの 　また、暴力団及び暴力団関係者等は、愛媛地方税滞納整理機構が実施する不動産公売の買受人になることができません。 2　入札に参加される方は、必ず「陳述書」（１７、１８ページ参照）を提出してください。 3　代理人が入札する場合は、本人の委任状（１９ページ参照）が必要です。 　また、共同で入札する場合は、共同入札代表者を定め、その書面（２０ページ参照）を提出してください。 公売財産が農地の場合は買受適格証明書も必要です。

②公売保証金	1　公売保証金を必要とする公売財産については、公売保証金を納付した後でなければ入札できません。 　なお、公売保証金の金額については、「公売財産の一覧」及び公売財産明細書の「公売保証金」の欄をご覧ください。 2　公売保証金は、現金で公売当日に会場で納付してください。
③入札	1　公売財産は、売却区分番号で区分されています。入札書は所定の用紙で売却区分番号ごとに作成してください。 　なお、同一人が同一区分の公売財産について重複して入札書を提出した場合は、その入札書は、いずれも無効となりますので注意してください。 2　入札書に記載する住所は、住民票登録地（法人の場合は、履歴事項全部証明書上の所在地）を、氏名は戸籍名を記載してください。 3　入札書の記載事項に誤りがあった場合等は、訂正せずに新しい入札書を係員に請求し、新たに作成してください。 4　入札書は入札時間内に入札箱に投入してください。また、いったん入札した入札書は、入札時間内であっても引換え、変更又は取消しをすることができません。入札箱に入れる前にもう一度、記載事項に誤りがないか確かめてください。
④開札	入札書は、入札者の面前で開札します。
⑤最高価申込者の決定	1　原則として、売却区分番号ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額の入札者を最高価申込者として決定します。 2　最高価額による入札者が２人以上ある場合（同額の場合）には、これらの方の間で追加入札を行って最高価申込者を決定します。また、追加入札による最高価額も同額であるときには、くじで最高価申込者を決定します。 　なお、追加入札の入札価額は、当初の入札価額以上であることが必要です。当初の入札価額に満たない価額で追加入札したときは、当初の価額で入札があったものとみなします。 　また、くじをひかない者があるときは、公売事務に関係のない職員に代わってくじを引かせます。 3　最高価申込者になった者については、暴力団員等に該当しないことの必要な調査を行います。 4　最高価申込者（その者が法人である場合には、その役員）又は自己の計算において、最高価申込者に不動産公売の入札等をさせた者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等に該当すると認められる場合には、最高価申込者の決定を取り消されることがあります。

⑥次順位買受申込者の決定	1　今回の公売財産は、次順位買受申込者の制度（国税徴収法第１０４条の２参照）を利用することができます。 2　最高価申込者に次ぐ入札価額（見積価額以上で、かつ、最高の入札価額から公売保証金の金額を控除した金額以上である場合に限ります。）で入札した者から次順位による買受の申込があった場合に、その入札者を次順位買受申込者として決定します。 なお、次順位による買受申込者が２人以上ある場合には、くじで次順位買受申込者を決定します。 3　次順位買受申込者の決定を受けた入札者は、最高価申込者が買受の申込みを取り消した場合（「⑧買受申込みの取消」の項参照）又は、最高価申込者に対する売却決定が取り消された場合等（「⑩売却決定の取消等」の項参照）に限り、公売財産を買い取ることができます。 4　次順位買受申込者になった者については、暴力団員等に該当しないことの必要な調査を行います。 5　次順位買受申込者（その者が法人である場合には、その役員）又は自己の計算において、次順位買受申込者に不動産公売の入札等をさせた者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等に該当すると認められる場合には、次順位買受申込者の決定を取り消されることがあります。
⑦再度入札	入札者がいないとき、又は、入札価額が見積価額に達しないときは、再度入札を行う場合があります。
⑧買受申込みの取消	公売財産の換価について法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合（地方税法第１９条の７参照）には、最高価申込者及び次順位買受申込者は、滞納処分の続行が停止している間は、公売財産の買受申込みを取り消すことができます。
⑨売却決定	公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して売却決定を行います。 最高価申込者が買受の申込みを取り消した場合等（「⑥次順位買受申込者の決定」の項３参照）における次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第１１３条第２項各号に掲げる日に行います。 売却決定の日までに、最高価申込者及び次順位買受申込者（その者が法人である場合には、その役員）又は自己の計算において、最高価申込者及び次順位買受申込者に不動産公売の入札等をさせた者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等に該当しないことの調査の結果明らかにならない場合は、売却決定日時及び買受代金納付期限が変更される場合があります。
⑩売却決定の取消等	1　最高価申込者又は次順位買受申込者の決定を受けた者について、偽りの名義による買受申込みや公売の実施を妨げる行為があった場合等（国税徴収法第１０８条参照）には、この者に対する

	最高価申込者等の決定を取り消します。 2　売却決定を受けた者が買受代金を納付期限までに納付しないときは、その売却決定を取り消します。 3　売却決定に基づく買受代金の納付前に、公売に係る滞納租税の完納の事実が証明された場合には、その売却決定を取り消します。 4　買受人が国税徴収法第１１４条（買受申込み等の取消し）の規定により、買受けを取り消したとき、その売却決定を取り消します。
⑪公売保証金の返還、愛媛地方税滞納整理機構への帰属等	1　最高価申込者及び次順位買受申込者以外の入札者が納付した公売保証金は、公売終了後返還します。 なお、返還を受ける者が営業者（営利法人又は営業者である個人）である場合には、公売保証金の返還に係る領収書に収入印紙（200 円）の貼付が必要ですので注意してください。 2　次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を納付した後（次順位買受申込者に対して売却決定することのないことが確定した後）に返還します。 3　最高価申込者又は次順位買受申込者で売却決定を受けた者が納付した公売保証金は、買受代金の一部に充当します。 4　売却決定を受けた者が正当な理由なく納付期限内に買受代金を支払わない場合等、国税徴収法第１０８条第２項の処分を受けた者の納付した公売保証金は、愛媛地方税滞納整理機構に帰属します。
⑫権利移転の時期等	1　原則として、買受代金の全額を納付したときに公売財産を取得します。 2　公売財産に係る危険負担は、上記１の時点をもって買受人に移転します。 したがって、買受代金納付後に生じた公売財産のき損、盗難、焼失等による損害は買受人が負担することになります。
⑬権利移転手続	公売財産の所有権移転登記は、愛媛地方税滞納整理機構が行います。買受人は、買受代金納付の際に、所有権移転登記請求書に次の書類を添えて提出してください。なお、登録免許税等、所有権移転に係る費用は買受人の負担になります。 （１）売却決定通知書 （２）住民票又は履歴事項全部証明書若しくは資格証明書 （３）登録免許税相当額の印紙又は領収証書 （４）登記、登記関係書類の郵送に要する郵送料 （５）（公売財産が農地の場合）農業委員会の「許可書」又は「受理通知書」 （６）（共有の場合）共有合意書